

## 看護師が学校において医療的ケアに対応するための研修機会の充実について

〔※特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）より抜粋〕

### V.その他

#### 2. 学校における看護師等

- (1) 一般に、学校に配置される看護師等は少数であり、非常勤職員として配置される場合も少なくない。特別支援学校においては、看護師等が教員等と協働しながら児童生徒等の健康と安全の確保のために働くスタッフとして自覚と責任を持てるよう、**学校教育に対する研修の場を設けるとともに、職場環境を整備するなどの配慮をすることが必要**である。
- (2) 都道府県等の教育委員会においては、**特別支援学校で働く看護師等の専門性の向上を図るために、医療や看護技術についての研修及び看護師等が互いに意見を交換できる場を定期的に設けることが必要**である。また、看護系大学や関係団体等においては、特別支援学校で働く看護師等を支えるため、**医療的ケアに関する専門的な情報を広く提供することが期待**される。
- (3) 各都道府県等において、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等が急増していることや、小中学校等における医療的ケアの実施は主として看護師等が担うことが望ましいことを踏まえれば、今後必要かつ十分な看護師等を各学校において配置するため、国においては必要な経費の確保が一層求められる。

# 校外学習・宿泊学習など学校施設以外の場での医療的ケアを実施する際の基本的な考え方の整理について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日23文科初第134号初等中等教育局長通知）」より抜粋

## Ⅲ. 特別支援学校における医療的ケア

### 2. 実施体制の整備

#### (5) 特定行為を実施する場所

1. 特別支援学校で特定行為を教員等が行うのは、児童生徒等の教育活動を行うためであることを踏まえ、始業から終業までの教育課程内における実施を基本とすること。また、遠足や社会見学などの校外学習における実施に当たっては、校内における実施と比較してリスクが大きいことから、看護師等の対応を基本とすること。なお、個々の児童生徒等の状態に応じて看護師等以外の者による対応が可能と判断される場合には、医療機関等との連携協力体制、緊急時の対応を十分確認の上、教員等による対応も考えられること。
2. スクールバスの送迎において、乗車中に喀痰吸引が必要になる場合には、日常とは異なる場所での対応となり、移動中の対応は危険性が高いことなどから、看護師等による対応が必要であるとともに、看護師等が対応する場合であっても慎重に対応すること。